

海岸保全施設整備事業 (局部改良事業)

1 . 事業の目的

津波，高潮，波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに，海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り，もって国土の保全に資することを目的とする。

2 . 事業概要

事業規模が小さく、原則として短年度に完成し早急に事業効果を発揮することを目的とし、海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良を行う事業。

3 . 採択要件

(1) 短年度施行により事業効果を発揮し得るものであること。

(2) 総事業費は以下のとおりであること。

都道府県が行うもの 5,000万円以上

市町村が行うもの 2,500万円以上

4 . 事業実施主体

地方公共団体

5 . 負担率

北海道 1 / 3

離 島 1 / 2

沖 縄 1 / 3

奄 美 1 / 2

その他 1 / 3

6 . 科 目

(項) 海岸事業費

(目) 海岸保全施設整備事業費補助

(目細) 局部改良費補助

7 . 平成 1 8 年度概算決定額 (平成 1 7 年度当初予算額)

1 1 8 (1 9 6) 百万円

【農村振興局整備部防災課】